

【表紙】
【提出書類】 公開買付届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年12月27日
【届出者の氏名又は名称】 出縄ホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】 東京都港区六本木7 - 8 - 8
【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区左門町3番地1左門イレブンビル7階
スプリング法律事務所
【電話番号】 03-3352-8500
【事務連絡者氏名】 弁護士 小野 顕
【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】 同上
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 同上
【事務連絡者氏名】 同上
【縦覧に供する場所】 出縄ホールディングス株式会社
(東京都港区六本木7-8-8)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは出縄ホールディングス株式会社をいいます。
(注2) 本書中の「対象者」とは、みどり証券株式会社をいいます。
(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）をいいます。
(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含む。）をいいます。
(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含む。）をいいます。
(注7) 本書中の「株券」とは株式に係る権利をいいます。
(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

みどり証券株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、出縄ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）です。当社は対象者の発行する普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得し保有することを主たる目的として、平成24年12月3日に設立されました。本書提出日現在において当社の発行済株式の全てを所有し、当社代表取締役を務める出縄良人氏は、対象者の創業者であり、対象者の代表取締役を平成11年3月31日より平成22年10月25日まで務めておりました。

本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、買付予定数の上限を1,406,400株（議決権の数14,064個、議決権所有割合46.99%）とし、公開買付者及びその特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。本「(1) 本公開買付けの概要」において同じ。）が対象者の議決権の過半数である1,514,692株（議決権の数15,145個、議決権所有割合50.60%）を取得することにより、対象者の事業の健全化を図るべく、対象者の取締役会の賛同のもと実施されるものです（なお、上記の「議決権所有割合」は、対象者が平成24年12月26日に提出した第16期半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の総株主の議決権の数29,932個に対する当該株式に係る議決権の数の割合（小数点以下第三位四捨五入）を意味します。以下同じ。）。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が、上述の買付予定数の上限である上記1,406,400株（議決権の数14,064個、議決権所有割合46.99%）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行いません。なお、買付予定数の下限は、本公開買付けに応募することに合意している、対象者の筆頭株主ビーアールエヌ1号投資事業有限責任組合（以下「BRN」といいます。）の保有株式数と同数である1,333,300株（議決権の数13,333個、議決権所有割合44.54%）としており、応募株券等の総数が同1,333,300株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

本書提出日現在、出縄良人氏を含む公開買付者の特別関係者の所有する対象者株式の株式数は、108,292株（議決権の数1,081個、議決権所有割合3.61%）であり、本公開買付け後の当社及びその特別関係者の所有する対象者株式の株式数は、本公開買付けが下限で成立した場合には1,441,592株（議決権の数14,414個、議決権所有割合48.16%）、本公開買付けが上限で成立した場合には1,514,692株（議決権の数15,145個、議決権所有割合50.60%）となります。

本書提出日現在において、対象者の筆頭株主であるBRNが、対象者株式1,333,300株（以下「BRN保有株式」といいます。）を保有しております。本公開買付けにおきましては、BRNが本公開買付けに応募することに合意しており、当該BRN保有株式数をもって買付予定数の下限としております。

なお、本公開買付けに先立ち、当社はBRNに対し、BRNの資金需要に応じるため、平成24年12月3日付で金銭消費貸借契約（以下「本件金銭消費貸借契約」といいます。）を締結し、同月4日をもって70,000千円の貸付（以下「本件貸付」といいます。）を行いました。また、当社は、本件貸付の債権保全のため、BRN保有株式に質権（以下「本件質権」といいます。）を設定しております。この平成24年12月3日付本件金銭消費貸借契約書において、BRNは当社に対し、本件貸付の返済期日を同月25日とし（但し、BRNは返済期日到来前にも貸付金の全部又は一部を返済することができるも

のとされております。)同日までに本件貸付の返済がなされなかった場合には、本件質権の実行として、B R N保有株式の評価を52.6円として当社がB R N保有株式を代物弁済により取得できるものとされました。また、本件金銭消費貸借契約書においては、かかる当社による取得について株式公開買付けが義務付けられる場合には、当該取得は当社による株式公開買付けによることとし、B R Nはかかる株式公開買付けに応募し、その買付代金をもって本件貸付の返済に充てるものとされました。本公開買付けは、上記返済期日である平成24年12月25日までにB R Nからの返済が行われなかったため、上記の契約内容に沿って、買付価格を(本公開買付けに際して一般株主からも買取りを行うに当たり、上記52.6円の円単位未満を四捨五入した)1株当たり53円として行われるものです。なお、当社とB R Nとの間のその他の合意内容の概要については、後記「(8)公開買付者と対象者の株主との間における公開買付への応募にかかる重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

当社は、B R Nとの間での本件金銭消費貸借契約及び本件質権の設定に際して、上述のとおり株式公開買付けによる取得も想定してB R N保有株式の評価を決定するにあたり、対象者の企業価値分析を行いました。企業価値評価の方法には、マーケットアプローチ、インカムアプローチ及びネットアセットアプローチの3つの方法に大別されます。取引所上場有価証券においては、マーケットアプローチによる方法が合理的であります。対象者株式は日本証券業協会の定めるグリーンシート銘柄制度の指定銘柄であります。グリーンシート制度は、そもそも取扱証券会社のみによる相対取引を基本とする株式の流通制度であるとともに、当社は、少なくとも対象者株式については、その流動性は著しく低く、合理的な価格形成が行われている状況にはないと判断いたしました。このため当社は、日本証券業協会が当該制度において公表している参考気配及び約定価格を、企業価値評価の方法としては参考としておりません。なお、本書提出日の直前営業日(平成24年12月26日)における対象者株式について日本証券業協会が公表した気配値は買い気配値が5円、売り気配値はありません(直近の売り気配値があったのは平成24年12月4日で価格は47円)。また本書提出日現在における対象者株式の直近約定価格は1株当たり17円、直近約定日は平成24年7月31日です。

インカムアプローチは将来におけるフリーキャッシュフロー等を基礎として企業価値を評価する方法ですが、対象者は平成24年11月16日に公表している平成25年3月期中間決算短信(連結)において、業績予想について開示をせず、「当社グループは、グリーンシート株式公開事業及びフェニックス銘柄指定事業等を展開しております。当該事業は、経済情勢、相場環境等に起因する様々な不確実性の影響を受けることから、当社グループでは、業績予想の開示は行っておりません。」と説明しています。また、対象者の有価証券報告書によると、対象者は、過去連続6事業年度(平成19年3月期から平成24年3月期)に渡り連結当期純損失を計上しているとともに、営業キャッシュフローは過去4事業年度(平成21年3月期から平成24年3月期)連続でマイナスとなっています。このように将来のフリーキャッシュフロー等の前提となる業績予想が開示されていないこと、並びに過去の当期純損益及び営業キャッシュフローがマイナスであるためこれらに基づいて独自に将来のキャッシュフローを予測することも困難であること等を鑑み、当社としては対象者について、企業価値評価の方法としてインカムアプローチは採用しておりません。

そこで当社が企業価値評価の方法として採用した方法はネットアセットアプローチです。対象者が平成24年12月26日に提出した第16期半期報告書によると、対象者の平成24年9月30日現在における連結貸借対照表上の純資産額は、138,184千円、1株当たり純資産額は45円98銭となっています。当社では、対象者が第一種金融商品取引業者として有している約9,500名の個人及び法人の投資家の顧客口座、並びに平成24年11月30日現在でグリーンシート銘柄38銘柄のうち32銘柄について主たる取扱証券会社(以下「取扱主幹事」といいます。)として取扱を行っている実績とその社会的評価等を考慮したプレミアム価値を20,000千円と見積り、これを純資産額に加算した158,184千円(1株当たり52.6円)を対象者の企業価値として分析いたしました。

以上の企業価値分析に基づきまして、当社は、B R Nとの間の平成24年12月3日付金銭消費貸借契約書において本件質権の設定に際してB R N保有株式の評価を1株当たり52.6円とし、かつ、本公開買付けにあたって、これに沿って買付価格を(本公開買付けに際して一般株主からも買取りを行うに当たり、上記52.6円の円単位未満を四捨五入した)1株当たり53円としております。なお、当該買付価格の算定にあたり第三者機関による算定書は取得しておりません。

当社は、上記の本公開買付けに先立つBRNへの本件貸付の資金70,000千円につきまして、その全額をAaron&Associe株式会社（代表取締役 金田創氏）（以下「A & A」といいます。）からの借入金により賄いました。A & Aは、東京都千代田区に本店を置く経営コンサルティング会社で、当社の代表取締役出縄良人氏が公認会計士として行うマネジメント・アドバイザー業務において共同で専門業務を行う関係にあります。また、本公開買付けに係る買付資金につきましても、買付予定数の上限による買付金額74,539,200円の全額をカバーすべく、既に金銭消費貸借契約によりA & Aより80,000千円の追加の借入れを行っております。当該金銭消費貸借契約において、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式に質権が設定されることとされております。

なお、本届出書提出日現在の対象者の取締役及び監査役（以下総称して「役員」といいます。）全員は、当社に対し、本件質権が実行された場合には、当社が別途指定する期日までに対象者の役員を辞任し、かつ、後任の役員選任のための対象者の臨時株主総会を当社が別途指定する期日に開催するとともに、その議案については当社の意向に従うことを、平成24年12月3日付で同意しております。対象者のプレスリリースによれば、対象者は、平成25年1月7日を議決権行使の基準日とする臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」といいます。）を平成25年2月6日に開催し、かつ、本件臨時株主総会に、監査役藤原英美氏を除く対象者の役員全員が同総会の終結時をもって辞任することを前提として、出縄良人氏、大前和徳氏（株式会社エクステンジコーポレーション取締役副社長（退任予定））、金田創氏（A & A代表取締役）及び川戸淳一郎氏（弁護士）の4名を候補者とする取締役選任議案、並びに重田直人氏（ワシントン州公認会計士・英国勅許管理会計士）及び紙野愛健氏（公認会計士・税理士）の2名を候補者とする監査役選任議案を上程することを決議したとのことであり、かかる本件臨時株主総会は、上述の平成24年12月3日付の同意に従って開催されるものです。これらの候補者が取締役及び監査役に選任された場合、対象者によるプレスリリースのとおり、出縄良人氏は取締役会長に就任し、代表取締役社長としての日常の業務執行を大前和徳氏に委ねることを予定しております。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年12月26日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。対象者が本公開買付けに賛同するとの意見に至った意思決定の過程及び理由については、後記「(4)対象者の本公開買付けに関する意見」をご参照下さい。

(2)本公開買付の目的及び背景並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

対象者は平成9年7月にディー・ブレイン証券株式会社として設立されました。当社の代表取締役である出縄良人氏が創業した株式会社ディー・ブレイン（現：株式会社ディー・ブレイン・コンサルティング）が、中小企業の成長支援を目的とする経営コンサルティングを主たる事業としており、その目的を達成すべく、中小企業のエクイティファイナンスによる資金調達支援を使命として、対象者が設立されたものです。

対象者は、平成9年7月に日本証券業協会がスタートした未上場株式の投資勧誘制度（現：グリーンシート制度）を利用した中小企業の資金調達支援を主たる業務としてきました。グリーンシート制度とは、一定のディスクロージャーが行われている未上場株式をグリーンシート銘柄として日本証券業協会が指定し、当該銘柄の投資勧誘を第一種金融商品取引業者に認める制度です。グリーンシート銘柄を取り扱う第一種金融商品取引業者は、新規グリーンシート銘柄の指定審査、企業内容の開示指導及び継続的な気配の公表を義務付けられています。グリーンシート銘柄は金融商品取引法上、取扱有価証券と定義され、取引所上場有価証券に課される不公正取引規制が準用される等、有価証券市場に準ずる有価証券の発行・流通制度の性格を有しています。

対象者は創業後、今日まで、グリーンシート銘柄の取扱主幹事銘柄数において常に過半数のシェアを維持して参りました。また、出縄良人氏は対象者の代表取締役を平成11年3月から平成22年10月まで務め、この間に『グリーンシート～直接金融市場革命』（平成15年、文芸社）、『グリーンシート株式公開指導マニュアル』（平成16年、中央経済社、共著）等の著書やセミナー活動等によりグリーンシート制度の普及・発展に尽力して参りました。出縄良人氏の信条は、「価値ある事業の成長支援のインフラ構築」であり、ここにいう「価値」とは「社会に役立つ」と定義し、その一つのインフ

ラとしてグリーンシートを位置づけてきました。一般の金融商品取引所市場への上場時には短期売買志向の個人投資家が多数参加するのに対し、グリーンシート銘柄の募集にあたっては、会社や事業のファンが株主となって投資をする長期投資を基本としています。

このようなコンセプトの下、グリーンシート銘柄数は平成17年12月末には82銘柄（旧リージョナル銘柄、フェニックス銘柄を除く）まで増加しましたが、本届出書提出日現在、38銘柄に減少しています。グリーンシート銘柄は、主にその後の金融商品取引所の上場を目指す未上場会社の株式を第一種金融商品取引業者の適正な審査と十分なリスク説明によって投資勧誘する制度ですが、平成20年以降の金融商品取引所新規上場企業の減少の影響を受け、グリーンシート銘柄数は減少傾向となりました。これに伴って対象者の業績も悪化し、出縄良人氏は、平成22年10月に、連続4事業年度に渡り連結当期純損失を計上していた責任を取って、対象者の代表取締役及び取締役を辞任いたしました。

出縄良人氏の退任後、対象者は、その直後の平成22年11月には現商号のみどり証券株式会社に商号変更を行うとともに、コスト削減により収支改善を目指しましたが、その後も平成23年3月期及び平成23年9月中間期においても連結当期純損失を計上しました。この間、対象者の連結純資産額は平成22年9月末日の248,506千円から平成23年9月末日には163,292千円まで減少し、自己資本が第一種金融商品取引業者の経営の安全度を示す「自己資本規制比率」の低下に歯止めがかからず、改善が見られない場合、第一種金融商品取引業者の登録廃止という選択肢も考慮せざるを得ない状況となっていました。

対象者は、平成23年12月27日を払込期日として河南盛金投資管理有限公司（中華人民共和国河南省）との資本業務提携を前提に、同社を割当先とする第三者割当増資を準備していましたが、払込期日に払込が実行されず、平成24年3月15日には資本業務提携契約の解約を発表しました。

一方、BRNの無限責任組合員であるベルテ株式会社は、FX自動売買システムを提供している会社であり、対象者は、同社の代表者である秋田賀津泰氏とFXセミナーを共同で開催するなど協力関係にありました。ベルテ株式会社には当該システムを活用して自らFX関連事業へ進出するニーズがあり、第一種金融商品取引業者への資本参加に意欲を持っていました。そこで、対象者の平成24年3月14日及び平成24年3月30日を払込期日とする2度に渡る第三者割当増資を、BRNが引受けることとなったものであります。その概要は以下の通りです。

種類	第三者割当増資 (新株式の発行)	第三者割当増資 (新株式の発行)	第三者割当増資 (自己株式の処分)
払込期日又は処分期日	平成24年3月14日	平成24年3月30日	平成24年3月30日
発行株数又は処分株数	500,000株	505,300株	328,000株
発行価額又は処分価額	1株当たり60円	1株当たり60円	1株当たり60円
発行金額又は処分金額	30,000千円	30,318千円	19,680千円
割当先	BRN	BRN	BRN

以上により対象者は79,998千円の増資を行い、BRNは対象者の普通株式1,333,300株（議決権所有割合44.54%）を所有する筆頭株主となりました。なお、上記のうち平成24年3月14日に行われた第三者割当増資は、BRNが対象者に対する貸付債権を現物出資する方法で行われております。当該貸付債権は、平成24年2月27日に、対象者の自己資本規制比率の算定において「固定化されていない自己資本の額」に含まれる劣後債務として対象者に貸付けられたものです。

対象者は、平成24年2月27日に公表した「新事業の開始に関するお知らせ」と題したプレスリリースにおいて、上記BRNから調達した資金を用いてFX関連業務を行う部門を新設することにより新規事業を開始することを示しており、当該新規事業を通じた収益の確保による収支の改善を計画しております。同プレスリリースによると、新規事業の概要は以下の通りとされております。

I B業務（店頭デリバティブ取引の媒介業務）

FXを投資対象とするファンドの私募の取扱い（第二種金融商品取引業に係る業務を含む。）

FXを投資対象とするファンドの組成

FX取引の普及とトレーダー育成に関する教育研修

しかしながら、対象者が平成24年11月16日に公表した平成25年3月期中間決算短信（連結）及び平成24年12月26日に関東財務局に提出した第16期半期報告書において、「当社は、当期から新規事業（F X関連事業）を収益の柱とするべく計画を進めておりましたが、事業環境が整わず、当面は見送ることといたします。」と記述されているとおり、対象者は、「事業環境が整わなかった」ことを理由に、F X関連事業の事業化を中断いたしました。

ここで、対象者における事業環境とは、F X関連事業を推進するための内部管理態勢を含む組織体制の整備等の内部環境と、F X取引に関する法的規制、為替相場の動向及び競合他社との競争環境等の外部環境を指していると考えられ、これらの環境が当初の想定と大幅に異なっていることにより事業を中断する判断に至ったと考えられます。この結果、B R Nとしては、対象者に出資している積極的な理由が消滅したとともに、緊急性の高い資金需要が発生し、所有する対象者株式の売却を希望するようになったとのことでした。

このような状況下、平成24年11月初旬、対象者は、当社の代表取締役である出縄良人氏に対して、B R Nが所有する株式の売却を希望している旨を伝えました。そこで出縄良人氏としては、株式公開買付を行った場合にはB R Nが応募することが見込まれることから、対象者に中小企業に成長のための資金を供給する当初の理念を取り戻させ、再び企業経営に関わることによって業績の向上を図るべく、当社を設立して株式公開買付けにより対象者の議決権の過半数の取得を目指すこととし、平成24年11月12日には対象者に対して対象者株式の株式公開買付けの提案を行ったものであります。

一方、平成24年11月後半のB R Nとの交渉過程において、B R Nから当社に対しては、緊急性の高い資金需要があるため早急に資金を提供して欲しい旨の強い要望がありました。そこで、当社は当該資金需要に応じるため、B R Nに対し、平成24年12月3日付で本件金銭消費貸借契約を締結し、同月4日をもって70,000千円の本件貸付を行いました。また、当社は、本件貸付の債権保全のため、B R N保有株式に本件質権を設定しております。同平成24年12月3日付本件金銭消費貸借契約書において、B R Nは当社に対し、本件貸付の返済期日を同月25日とし（但し、B R Nは返済期日到来前にも貸付金の全部又は一部を返済することができるものとされており）、同日までに本件貸付の返済がなされなかった場合には、本件質権の実行として、B R N保有株式の評価を52.6円として当社がB R N保有株式を取得できるものとされました。また、本件金銭消費貸借契約書においては、かかる当社による取得について株式公開買付けが義務付けられる場合には、当該取得は当社による株式公開買付けによることとし、B R Nはかかる株式公開買付けに応募し、その買付代金をもって本件貸付の返済に充てるものとされました。

本公開買付けは、上記返済期日である平成24年12月25日までにB R Nからの返済が行われなかったため、上記の契約内容に沿って、買付価格を（本公開買付けに際して一般株主からも買取りを行うに当たり、上記52.6円の円単位未満を四捨五入した）1株当たり53円として行われるものです。

なお、当社がB R Nに対して本件貸付を行うに際し、当社の要請により、本届出書提出日現在の対象者の役員全員は、当社に対し、本件質権が実行された場合には、当社が別途指定する期日までに対象者の役員を辞任し、かつ、後任の役員選任のための対象者の臨時株主総会を当社が別途指定する期日に開催するとともに、その議案については当社の意向に従うことを、平成24年12月3日付で同意しました。また、当社は、対象者の役員から、本件貸付の債権保全のため、本件貸付の元金全額の弁済又は本件質権の実行によりB R N保有株式の全てについて本件質権が消滅するまでの間は、株式若しくは新株予約権の発行その他本件株式の希釈化を生じさせる行為、対象者若しくはB R N保有株式の価値の棄損を生じさせる行為、対象者の通常の業務に属さない行為、株主総会の招集、その他対象者の経営状況及び財務内容に重大な影響を及ぼす行為等を対象者に行わしめる場合には、当社の事前の書面による承諾を得ること、並びに、第三者から対象者に対して買収提案や組織再編行為、経営統合等の提案があった場合には、その旨を直ちに当社に通知することについて、同じく平成24年12月3日付で同意を取得しております。

また、対象者の代表取締役小嶋俊弘氏、対象者の取締役兼B R Nの無限責任組合員株式会社デジメディアの代表者菅原穰氏、及び対象者の元取締役でありB R Nの無限責任組合員ベルテ株式会社の代表者である秋田賀津泰氏は、本件貸付について当社に対して連帯保証を行っております。

対象者は、自らが平成18年9月にグリーンシート銘柄に指定され、同月には発行新株式数150,000株、調達資金額300,000千円の公募増資を、平成21年3月には発行新株式数45,200株、調達資金額23,504千円の公募増資を、また平成22年3月には発行新株式数23,300株、調達資金額5,825千円の公募増資をそれぞれ行っており、株主は平成24年9月30日現在で1,487名を数えます。出縄良人氏は、本公開買付け後におきましては、株主総会の承認を経て対象者の取締役役に就任することを企図しております。取締役就任後は、対象者の株主に対する責任を果たすべく、過去の経営の反省を踏まえ、対象者の業績及び企業価値向上のために最大限の努力をする所存です。

(3)本公開買付け後の経営方針

当社は、BRNとの間での本件金銭消費貸借契約及び本件質権の設定に際して、BRN保有株式の取得に当たり株式公開買付けによることも想定してBRN保有株式の評価を決定するにあたり、対象者の企業価値分析を行いました。企業価値評価の方法には、マーケットアプローチ、インカムアプローチ及びネットアセットアプローチの3つの方法に大別されます。取引所市場有価証券においては、マーケットアプローチによる方法が合理的であります。対象者株式は日本証券業協会の定めるグリーンシート銘柄制度の指定銘柄であります。グリーンシート制度は、そもそも取扱証券会社のみによる相対取引を基本とする株式の流通制度であるとともに、当社は、少なくとも対象者株式については、その流動性は著しく低く、合理的な価格形成が行われている状況にはないと判断いたしました。このため当社は、日本証券業協会が当該制度において公表している参考気配及び約定価格を、企業価値評価の方法としては参考としておりません。なお、本書提出日の直前営業日（平成24年12月26日）における対象者株式について日本証券業協会が公表した気配値は買い気配値が5円、売り気配値はありません（直近の売り気配値があったのは平成24年12月4日で価格は47円）。また本書提出日現在における対象者株式の直近約定価格は1株当たり17円、直近約定日は平成24年7月31日です。

インカムアプローチは将来におけるフリーキャッシュフロー等を基礎として企業価値を評価する方法ですが、対象者は平成24年11月16日に公表している平成25年3月期中間決算短信（連結）において、業績予想について開示をせず、「当社グループは、グリーンシート株式公開事業及びフェニックス銘柄指定事業等を展開しております。当該事業は、経済情勢、相場環境等に起因する様々な不確実性の影響を受けることから、当社グループでは、業績予想の開示は行っておりません。」と説明しています。また、対象者の有価証券報告書によると、対象者は、過去連続6事業年度（平成19年3月期から平成24年3月期）に渡り連結当期純損失を計上しているとともに、営業キャッシュフローは過去4事業年度連続（平成21年3月期から平成24年3月期）でマイナスとなっています。このように将来のフリーキャッシュフロー等の前提となる業績予想が開示されていないこと、並びに過去の当期純損益及び営業キャッシュフローがマイナスであるためこれらに基づいて独自に将来のキャッシュフローを予測することも困難であること等を鑑み、当社としては対象者について、企業価値評価の方法としてインカムアプローチは採用しておりません。

そこで当社が企業価値評価の方法として採用した方法はネットアセットアプローチです。対象者が平成24年12月26日に提出した第16期半期報告書によると、対象者の平成24年9月30日現在における連結貸借対照表上の純資産額は、138,184千円、1株当たり純資産額は45円98銭となっています。当社では、対象者が第一種金融商品取引業者として有している約9,500名の個人及び法人の投資家の顧客口座、並びに平成24年11月30日現在でグリーンシート銘柄38銘柄のうち32銘柄について取扱主幹事として取扱を行っている実績とその社会的評価等を考慮したプレミアム価値を20,000千円と見積り、これを純資産額に加算した158,184千円（1株当たり52.6円）を対象者の企業価値として分析いたしました。

以上の企業価値分析に基づきまして、当社は、BRNとの間の平成24年12月3日付金銭消費貸借契約書において本件質権の設定に際してBRN保有株式の評価を1株当たり52.6円とし、かつ、本公開買付けにあたっては、これに沿って買付価格を（本公開買付けに際して一般株主からも買取りを行うに当たり、上記52.6円の円単位未満を四捨五入した）1株当たり53円としております。なお、当該買付価格の算定にあたり第三者機関による算定書は取得しておりません。

(4)対象者の本公開買付けに関する意見

対象者プレスリリースによれば、対象者の本公開買付けに関する意見の内容並びに当該意見に至った意思決定の過程及び理由等は以下記載のとおりです。

対象者の取締役会における意見の内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年12月26日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

対象者が本公開買付けに賛同するとの意見に至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するとの意見に至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりです。

上記(2)のとおり、対象者は、会社創業以来「中小企業の資金調達を含めた成長支援」を経営理念にグリーンシートへの株式公開の取扱幹事証券として高いシェアを保有し、株式公開コンサルティングをメインに事業を展開してきたものの、平成18年3月期をピークにIPO環境悪化の影響等により業績は急激に低下し6期連続（平成19年3月期から平成24年3月期）の連結当期純損失を計上しました。このため、証券会社の経営の安全度を図る「自己資本規制比率」の低下に歯止めがかからず、改善が見られないまま、平成24年3月期末には金融商品取引業者の登録廃止という選択肢も考慮せざるを得ない状況でした。

対象者は、この厳しい経営環境を打破するため、平成24年3月に現筆頭株主のBRNから資金の提供及び役員派遣を受入れ、また、BRNの業務執行役員であるベルテ株式会社の主力事業である「FX事業」の手続きを開始しました。これにより、対象者は自己資本の充実と収益拡大による経営の安定化が図れる体制が整ったと考えていたとのことです。

しかしながら、FX事業の計画は、平成24年9月末の時点で内部管理体制を含む内部統制の整備の内部環境の問題とFX取引の法的規制や競合他社との競争激化への対応等外部環境の対応等事業化が困難と判断し中断せざるを得なくなったとのことです。

この結果、BRNとしては、対象者に出資する積極的な理由が消滅し、また、BRNには緊急性の高い資金需要が発生し、対象者株式の売却を希望することになったため、対象者は買取先を探すため各方面に積極的に働きかけていたとのことです。

このような状況下、対象者は、平成24年11月12日に、出縄良人氏から対象者株式の株式公開買付けの提案を受け、取締役会の意見を決定するに際し、顧問弁護士の助言を受け、社内において本公開買付けの内容、諸条件について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

また、当社及び対象者は、経営方針やシナジー効果を検討し、対象者の企業価値向上について検討をいたしました。

その結果、対象者は、当社による本公開買付けの実施により、以下のシナジー効果を実現できるものと考えに至ったとのことです。

- (a) 当社の代表取締役である出縄良人氏は、対象者の創業者であり代表取締役を平成11年3月から平成22年10月まで務め、この間に『グリーンシート～直接金融市場革命』（平成15年、文芸社）、『グリーンシート株式公開指導マニュアル』（平成16年、中央経済社、共著）等の著書やセミナー活動等によりグリーンシート制度の普及・発展に尽力していること。また、出縄良人氏の信条は、「価値ある事業の成長支援のインフラ構築」であり、ここにいう「価値」とは「社会に役立つ」と定義し、その一つのインフラとしてグリーンシートを位置づけていること。

また、出縄良人氏は、本公開買付け後の経営の基本として、対象者創業以来の基本理念である中小企業のインフラ支援を復活させることを目標としていること、グリーンシート登録企業をピーク時の82銘柄（本書提出日現在は38銘柄に低下）に復活実現するための同氏のノウハウ、経験、ネットワークは豊富であり、グリーンシートを活性化することにより、対象者の営業収益に貢献をもたらすと期待できること。

- (b) 現在、対象者が注力しているファンド事業及びM & Aや資本支援コンサルティングについて、本公開買付け終了後に就任予定の経営陣が有する豊富な経験・知識・営業力及びネットワークにより、投資銀行業務の拡大が期待できること。
- (c) 対象者の筆頭株主であるBRNの保有株式数と同数の対象者株式を当社が買付けする予定となり、公開買付け後の対象者の経営が安定する見込みが立てられたこと。

対象者は、上記シナジー効果に鑑み、本公開買付けは、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。また、本公開買付け価格についても、対象者の平成24年9月30日現在における連結貸借対照表上の純資産額138,184千円から計算される1株当たり純資産額が45円98銭（発行済株式総数3,005,051株）であることに加え、公開買付け者がこれに付加した20,000千円（同発行済株式総数から計算して1株当たり6円66銭）のプレミアムについても、対象者が口座を管理する約9,500名の個人及び法人の投資家には、口座開設時点で1億円超の金融資産を保有していた投資家約300名も含まれこれらは潜在的な収益源と見込まれる一方、この約9,500名の投資家の口座を管理するために相応の人員費や外注費の負担も発生していることを忖度し適切であると判断したとのことです。

以上から、対象者は、平成24年12月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者は、当社が、対象者株式のグリーンシート登録を維持継続する方針であることを踏まえて、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の上記取締役会の決議は、当該取締役会に出席した対象者取締役3名のうち代表取締役小嶋俊弘及び取締役菅原穰を除く、取締役丹羽喜裕の賛成により行われたとのことです。また、上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち、常勤監査役であり社外監査役である藤原英美氏が参加し、同藤原英美氏は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。なお、両名とも非常勤監査役であり社外監査役である監査役日比野謙一氏及び同加藤優次氏は、兼職業務の都合によりやむを得ず当該取締役会に参加できませんでしたが、予め、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。なお、BRNへの本件貸付について公開買付け者に対して連帯保証を行っている代表取締役小嶋俊弘、及び同様の連帯保証を行っているとともにBRNの無限責任組合員株式会社デジメディアの代表者でもある取締役菅原穰は、特別利害関係人として、上記の決議に参加していないとのことです。

(5)本公開買付け後の経営方針

今後の事業戦略等の詳細については、本公開買付けの成立後、当社と対象者との間で協議を行う予定です。

なお、本届出書提出日現在の対象者の役員全員は、当社に対し、本件質権が実行された場合には、当社が別途指定する期日までに対象者の役員を辞任し、かつ、後任の役員選任のための対象者の臨時株主総会を当社が別途指定する期日に開催するとともに、その議案については当社の意向に従うことを平成24年12月3日付で同意しております。対象者のプレスリリースによれば、対象者は、平成25年1月7日を議決権行使の基準日とする本件臨時株主総会を平成25年2月6日に開催し、かつ、本件臨時株主総会に、監査役藤原英美氏を除く対象者の役員全員が同総会の終結時をもって辞任することを前提として、出縄良人氏、大前和徳氏（株式会社エクステンジコーポレーション取締役副社長（退任予定））、金田創氏（A & A代表取締役）及び川戸淳一郎氏（弁護士）の4名を候補者とする取締役選任議案、並びに重田直人氏（ワシントン州公認会計士・英国勅許管理会計士）及び紙野愛健氏（公認会計士・税理士）の2名を候補者とする監査役選任議案を上程することを決議したとのことです。かかる本件臨時株主総会は、上述の平成24年12月3日付の同意に従って開催されるものです。これらの候補者が取締役及び監査役に選任された場合、対象者によるプレスリリースのとおり、出縄良人氏は取締役会長に就任し、代表取締役社長としての日常の業務執行を大前和徳氏に委ねることを予定して

おります。

なお、取締役候補者金田創氏は、上述のとおり、当社がB R Nへの本件貸付の資金及び本公開買付けに係る買付資金を借り入れたA & Aの代表取締役です。

(6)本公開買付け後の株券等の取得予定

本公開買付けは中長期的に安定株主として対象者株式を保有しながら対象者の企業価値の向上に取り組むことを目的とするものであり、対象者株式のグリーンシート銘柄指定取消を企図するものではないことから、当社には、本公開買付けの後、対象者の株券等を追加で取得する予定はありません。

(7)本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

対象者普通株式は日本証券業協会のグリーンシート銘柄として指定されていますが、当社は本公開買付け成立後も、引き続き対象者普通株式のグリーンシート銘柄指定を維持する方針です。

(8) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付への応募にかかる重要な合意に関する事項

上述のとおり、本公開買付けに先立ち、当社はB R Nに対し、B R Nの資金需要に応じるため、平成24年12月3日付で本件金銭消費貸借契約を締結し、同月4日をもって金7,000万円の本件貸付を行いました。また、当社は、本件貸付の債権保全のため、B R N保有株式に本件質権を設定しております。この平成24年12月3日付の本件金銭消費貸借契約において、B R Nは当社に対し、本件貸付の返済期日を同月25日とし（但し、B R Nは返済期日到来前にも貸付金の全部又は一部を返済することができるものとされています。）、同日までに本件貸付の返済がなされなかった場合には、本件質権の実行として、B R N保有株式の評価を52.6円として当社がB R N保有株式を代物弁済により取得できるものとされました。また、本件金銭消費貸借契約においては、かかる当社による取得について株式公開買付けが義務付けられる場合には、当該取得は当社による株式公開買付けによることとし、B R Nはかかる株式公開買付けに応募し、その買付代金をもって当該貸付金の返済に充てるものとされました。本公開買付けは、上記返済期日である平成24年12月25日までにB R Nからの返済が行われなかったため、上記の契約内容に沿って、買付価格を（本公開買付けに際して一般株主からも買取りを行うに当たり、上記52.6円の円単位未満を四捨五入した）1株当たり53円として行われるものです。

また、B R Nは、当社に対し、あわせて、当該公開買付けが成立した場合であって、その決済日の前日以前の日を基準日とする対象会社の株主総会が開催されるときは、当社に対する売付けが成立したB R N保有株式については、当該株主総会における議決権の行使につき、当該議決権を当社の指示に従って行使するか、又は、当社若しくは当社の指定する者に対し当該議決権に係る委任状その他一切の必要書類を交付することを平成24年12月3日付で合意しています。対象者のプレスリリースによれば、対象者は、平成25年1月7日を議決権行使の基準日とする本件臨時株主総会を平成25年2月6日に開催し、かつ、本件臨時株主総会に、監査役藤原英美氏を除く対象者の役員全員が同総会の終結時をもって辞任することを前提として、出縄良人氏、大前和徳氏（株式会社エクステンジコーポレーション取締役副社長（退任予定））、金田創氏（A & A代表取締役）及び川戸淳一郎氏（弁護士）の4名を候補者とする取締役選任議案、並びに重田直人氏（ワシントン州公認会計士・英国勅許管理会計士）及び紙野愛健氏（公認会計士・税理士）の2名を候補者とする監査役選任議案を上程することを決議したとのことです。届出当初の買付け等の期間（平成24年12月27日から平成25年1月30日まで）が延長されることなく本公開買付けが成立した場合、B R N保有株式のうち本公開買付けにより当社が取得した株式に係る本件臨時株主総会における議決権の行使については、上記の取扱いが行われることとなります。これらの候補者が取締役及び監査役に選任された場合、対象者によるプレスリリースのとおり、出縄良人氏は取締役会長に就任し、代表取締役社長として日常の業務執行を大前和徳氏に委ねることを予定しております。

他方、本公開買付けの成立に先立つB R N保有株式に係る議決権の行使については、当社がB R N保有株式の議決権を行使する権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する旨の合意は、当社とB R Nとの間において存在しません。

その他、B R Nの無限責任組合員株式会社デジメディアの代表者でありかつ対象者の取締役でもある菅原穰氏、及び対象者の元取締役でありB R Nの無限責任組合員ベルテ株式会社の代表者である秋

田賀津泰氏は、対象者の代表取締役である小嶋俊弘氏とともに、本件貸付について当社に対して連帯保証を行っております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年12月27日（木曜日）～平成25年1月30日（水曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年12月27日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付等の期間は30営業日、公開買付期間は平成25年2月14日（木曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

東京都新宿区左門町3番地1左門イレブンビル7階
スプリング法律事務所
弁護士 小野 顕
電話番号：03-3352-8500
確認受付時間 平日10時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	1株につき 53円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券株（ ）	-
券等預託証券	-

当社は、BRNとの間での本件金銭消費貸借契約及び本件質権の設定に際して、株式公開買付けによる取得も想定してBRN保有株式の評価を決定にするあたり、対象者の企業価値分析を行いました。企業価値評価の方法には、マーケットアプローチ、インカムアプローチ及びネットアセットアプローチの3つの方法に大別されます。取引所上場有価証券においては、マーケットアプローチによる方法が合理的であります。対象者株式は日本証券業協会の定めるグリーンシート銘柄制度の指定銘柄であります。グリーンシート制度は、そもそも取扱証券会社のみによる相対取引を基本とする株式の流通制度であるとともに、当社は、少なくとも対象者株式については、その流動性は著しく低く、合理的な価格形成が行われている状況にはないと判断致しました。このため当社は、日本証券業協会が当該制度において公表している参考気配及び約定価格を、企業価値評価の方法として参考としておりません。なお、本書提出日の直前営業日（平成24年12月26日）における対象者株式について日本証券業協会が公表した気配値は買い気配値が5円、売り気配値はありません（直近の売り気配値があったのは平成24年12月4日で価格は47円）。また本書提出日現在における対象者株式の直近約定価格は1株当たり17円、直近約定日は平成24年7月31日です。

算定の
基礎

インカムアプローチは将来におけるフリーキャッシュフロー等を基礎として企業価値を評価する方法ですが、対象者は平成24年11月16日に公表している平成25年3月期中間決算短信（連結）において、業績予想について開示をせず、「当社グループは、グリーンシート株式公開事業及びフェニックス銘柄指定事業等を展開しております。当該事業は、経済情勢、相場環境等に起因する様々な不確実性の影響を受けることから、当社グループでは、業績予想の開示は行っておりません。」と説明しています。また、対象者の有価証券報告書によると、対象者は、過去連続6事業年度（平成19年3月期から平成24年3月期）に渡り連結当期純損失を計上しているとともに、営業キャッシュフローは過去4事業年度連続（平成21年3月期から平成24年3月期）でマイナスとなっています。このように将来のフリーキャッシュフロー等の前提となる業績予想が開示されていないこと、並びに過去の当期純損益及び営業キャッシュフローがマイナスであるためこれらに基づいて独自に将来のキャッシュフローを予測することも困難であること等を鑑み、当社としては対象者について、企業価値評価の方法としてインカムアプローチは採用しておりません。

そこで当社が企業価値評価の方法として採用した方法はネットアセットアプローチです。対象者が平成24年12月26日に提出した第16期半期報告書によると、対象者の平成24年9月30日現在における連結貸借対照表上の純資産額は、138,184千円、1株当たり純資産額は45円98銭となっています。当社では、対象者が第一種金融商品取引業者として有している約9,500名の個人及び法人の投資家の顧客口座、並びに平成24年11月30日現在でグリーンシート銘柄38銘柄のうち32銘柄について取扱主幹事として取扱を行っている実績とその社会的評価等を考慮したプレミアム価値を20,000千円と見積り、これを純資産額に加算した158,184千円（1株当たり52.6円）を対象者の企業価値として分析いたしました。

以上の企業価値分析に基づきまして、当社は、B R Nとの間の平成24年12月3日付金銭消費貸借契約書において本件質権の設定に際してB R N保有株式の評価を1株当たり52.6円とし、かつ、本公開買付けにあっても、これに沿って買付価格を（本公開買付けに際して一般株主からも買取りを行うに当たり、上記52.6円の円単位未満を四捨五入した）1株当たり53円としております。なお、当該買付価格の算定にあたり第三者機関による算定書は取得しておりません。

対象者は平成9年7月にディー・ブレイン証券株式会社として設立されました。当社の代表取締役である出縄良人氏が創業した株式会社ディー・ブレイン（現：株式会社ディー・ブレイン・コンサルティング）が、中小企業の成長支援を目的とする経営コンサルティングを主たる事業としており、その目的を達成すべく、中小企業のエクイティファイナンスによる資金調達支援を使命として、対象者が設立されたものです。

対象者は平成9年7月に日本証券業協会がスタートした未上場株式の投資勧誘制度（現：グリーンシート制度）を利用した中小企業の資金調達支援を主たる業務として参りました。グリーンシート制度とは、一定のディスクロージャーが行われている未上場株式をグリーンシート銘柄として日本証券業協会が指定し、当該銘柄の投資勧誘を第一種金融商品取引業者に認める制度です。グリーンシート銘柄を取り扱う第一種金融商品取引業者は、新規グリーンシート銘柄の指定審査、企業内容の開示指導及び継続的に気配の公表を義務付けられています。グリーンシート銘柄は金融商品取引法上、取扱有価証券と定義され、取引所上場有価証券に課される不公正取引規制が準用される等、有価証券市場に準ずる有価証券の発行・流通制度の性格を有しています。

対象者は創業後、今日まで、グリーンシート銘柄の取扱においては常に過半数のシェアで市場をリードしてきました。また、出縄良人氏は対象者の代表取締役を平成11年3月から平成22年10月まで務め、この間に『グリーンシート～直接金融市場革命』（平成15年、文芸社）、『グリーンシート株式公開指導マニュアル』（平成16年、中央経済社、共著）等の著書やセミナー活動等によりグリーンシート制度の普及・発展に尽力して参りました。出縄良人氏の信条は、「価値ある事業の成長支援のインフラ構築」であり、ここにいう「価値」とは「社会に役立つ」と定義し、その一つのインフラとしてグリーンシートを位置付けてきました。一般の金融商品取引所市場への上場時には短期売買志向の個人投資家が多数参加するのに対し、グリーンシート銘柄の募集にあたっては、会社や事業のファンが株主となって投資をする長期投資を基本としています。

このようなコンセプトの下、グリーンシート銘柄数は平成17年12月末には82銘柄（旧リージョナル銘柄、フェニックス銘柄を除く）まで増加しましたが、本届出書提出日現在、38銘柄に減少しています。グリーンシート銘柄は、その後の金融商品取引所の上場を目指す未上場会社の株式を第一種金融商品取引業者の適正な審査と十分なりスク説明によって投資勧誘する制度ですが、平成20年以降の金融商品取引所新規上場企業の激減の影響を受け、銘柄数は減少傾向となりました。これに伴って、対象者の業績も悪化し、出縄良人氏は、平成22年10月に、連続4事業年度に渡り連結当期純損失を計上していた責任を取って、対象者の代表取締役及び取締役を辞任いたしました。

出縄良人氏の退任後、対象者は、その直後の平成22年11月には現商号のみどり証券株式会社に商号変更を行うとともに、コスト削減により収支改善を目指しましたが、その後も平成23年3月期及び平成23年9月中間期においても連結当期純損失を計上しました。この間、対象者の連結純資産額は平成22年9月末日の248,506千円から平成23年9月末日には163,292千円まで減少し、自己資本が第一種金融商品取引業者の経営の安全度を示す「自己資本規制比率」の低下に歯止めがかからず、改善が見られない場合、第一種金融商品取引業者の登録廃止という選択肢も考慮せざるを得ない状況となっていました。

対象者は、平成23年12月27日を払込期日として河南盛金投資管理有限公司（中華人民共和国河南省）との資本業務提携を前提に、同社を割当先とする第三者割当増資を準備していましたが、払込期日に払込が実行されず、平成24年3月15日には資本業務提携契約の解約を発表しました。

一方、BRNの無限責任組合員であるベルテ株式会社は、FX自動売買システムを提供している会社であり、対象者は、同社の代表者である秋田賀津泰氏とFXセミナーを共同で開催するなど協力関係にありました。ベルテ株式会社には当該システムを活用して自らFX関連事業へ進出するニーズがあり、第一種金融商品取引業者への資本参加に意欲を持っていました。そこで、対象者の平成24年3月14日及び平成24年3月30日を払込期日とする2度に渡る第三者割当増資を、BRNが引受けることとなったものであります。その概要は以下の通りです。

種類	第三者割当増資（新株式の発行）	第三者割当増資（新株式の発行）	第三者割当増資（自己株式の処分）
払込期日又は処分期日	平成24年3月14日	平成24年3月30日	平成24年3月30日
発行株数又は処分株数	500,000株	505,300株	328,000株
発行価額又は処分価額	1株当たり60円	1株当たり60円	1株当たり60円
発行金額又は処分金額	30,000千円	30,318千円	19,680千円
割当先	BRN	BRN	BRN

以上により対象者は79,998千円の増資を行い、BRNは対象者の普通株式1,333,300株（議決権所有割合44.54%）を所有する筆頭株主となりました。なお、上記のうち平成24年3月14日に行われた第三者割当増資は、BRNが対象者に対する貸付債権を現物出資する方法で行われております。当該貸付債権は、平成24年2月27日に、発生したもので、対象者の自己資本規制比率の算定において「固定化されていない自己資本の額」に含められる劣後債務として対象者に貸付けられたものです。

対象者は、平成24年2月27日に公表した「新事業の開始に関するお知らせ」と題したプレスリリースにおいて、上記BRNから調達した資金を用いてFX関連業務を行う部門を新設することにより新規事業を開始することを示しており、当該新規事業を通じた収益の確保による収支の改善を計画しておりました。同プレスリリースによると、新規事業の概要は以下の通りとされております。

I B業務（店頭デリバティブ取引の媒介業務）

FXを投資対象とするファンドの私募の取扱い（第二種金融商品取引業に係る業務を含む。）

FXを投資対象とするファンドの組成

FX取引の普及とトレーダー育成に関する教育研修

しかしながら、対象者が平成24年11月16日に公表した平成25年3月期中間決算短信（連結）及び平成24年12月26日に関東財務局に提出した第16期半期報告書において、「当社は、当期から新規事業（FX関連事業）を収益の柱とするべく計画を進めておりましたが、事業環境が整わず、当面は見送ることといたします。」と記述されているとおり、対象者は、「事業環境が整わなかった」ことを理由に、FX関連事業の事業化を中断いたしました。

ここで、対象者における事業環境とは、F X関連事業を推進するための内部管理態勢を含む組織体制の整備等の内部環境と、F X取引に関する法的規制、為替相場の動向及び競合他社との競争環境等の外部環境を指していると考えられ、これらの環境が当初の想定と大幅に異なっていることにより事業を中断する判断に至ったと考えられます。この結果、B R Nとしては、対象者に出資している積極的な理由が消滅したとともに、緊急性の高い資金需要が発生し、所有する対象者株式の売却を希望するようになったとのことでした。

このような状況下、平成24年11月初旬、対象者は当社の代表取締役である出縄良人氏に対してB R Nが所有する株式の売却を希望している旨を伝えました。そこで出縄良人氏としては、株式公開買付を行った場合にはB R Nが応募することが見込まれることから、対象者に中小企業に成長のための資金を供給する当初の理念を取り戻させ、再び企業経営に関わることによって業績の向上を図るべく、当社を設立して株式公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得することを目指すこととし、平成24年11月12日には対象者に対して対象者株式の株式公開買付けの提案を行ったものであります。

一方、平成24年11月後半のB R Nとの交渉過程において、B R Nから当社に対しては、緊急性の高い資金需要があるため早急に資金を提供して欲しい旨の強い要望がありました。そこで、当社は当該資金需要に応じるため、B R Nに対し、平成24年12月3日付で本件金銭消費貸借契約を締結し、同月4日をもって70,000千円の本件貸付を行いました。また、当社は、本件貸付の債権保全のため、B R N保有株式に本件質権を設定しております。同平成24年12月3日付本件金銭消費貸借契約書において、B R Nは当社に対し、本件貸付の返済期日を同月25日とし（但し、B R Nは返済期日到来前にも貸付金の全部又は一部を返済することができるものとされており）、同日までに本件貸付の返済がなされなかった場合には、本件質権の実行として、B R N保有株式の評価を52.6円として当社がB R N保有株式を取得できるものとされました。また、本件金銭消費貸借契約書においては、かかる当社による取得について株式公開買付けが義務付けられる場合には、当該取得は当社による株式公開買付けによることとし、B R Nはかかる株式公開買付けに応募し、その買付代金をもって本件貸付の返済に充てるものとされました。

本公開買付けは、上記返済期日である平成24年12月25日までにBRNからの返済が行われなかったため、上記の契約内容に沿って、買付価格を（本公開買付けに際して一般株主からも買取りを行うに当たり、上記52.6円の円単位未満を四捨五入した）1株当たり53円として行われるものです。

なお、当社がBRNに対して本件貸付を行うに際し、当社の要請により、本届出書提出日現在の対象者の役員全員は、当社に対し、本件質権が実行された場合には、当社が別途指定する期日までに対象者の役員を辞任し、かつ、後任の役員選任のための対象者の臨時株主総会を当社が別途指定する期日に開催するとともに、その議案については当社の意向に従うことを、平成24年12月3日付で同意しました。また、当社は、対象者の役員から、本件貸付の債権保全のため、本件貸付の元利金全額の弁済又は本件質権の実行によりBRN保有株式の全てについて本件質権が消滅するまでの間は、株式若しくは新株予約権の発行その他本件株式の希釈化を生じさせる行為、対象者若しくはBRN保有株式の価値の棄損を生じさせる行為、対象者の通常の業務に属さない行為、株主総会の招集、その他対象者の経営状況及び財務内容に重大な影響を及ぼす行為等を対象者に行わしめる場合には、当社の事前の書面による承諾を得ること、並びに、第三者から対象者に対して買収提案や組織再編行為、経営統合等の提案があった場合には、その旨を直ちに当社に通知することについて、同じく平成24年12月3日付で同意を取得しております。

また、対象者の代表取締役小嶋俊弘氏、対象者の取締役兼BRNの無限責任組合員株式会社デジメディアの代表者菅原穰氏、及び対象者の元取締役でありBRNの無限責任組合員ベルテ株式会社の代表者である秋田賀津泰氏は、本件貸付について当社に対して連帯保証を行っております。

なお、対象者は、自らが、平成18年2月にグリーンシート銘柄に指定され、同月には発行新株式数150,000株、調達資金額300,000千円の公募増資を、平成21年3月には発行新株式数45,200株、調達資金額23,504千円の公募増資を、また平成22年3月には発行新株式数23,300株、調達資金額5,825千円の公募増資をそれぞれ行っており、株主は平成24年9月30日現在で1,487名を数えます。当社としては、様々なニーズを有する株主の存在を念頭に、現時点における純資産額を基礎に買付け価格の算定を行っております。

より具体的には、当社は、B R Nとの間での本件金銭消費貸借契約及び本件質権の設定に際して、上述のとおり株式公開買付けによる取得も想定してB R N保有株式の評価を決定にするあたり、対象者の企業価値分析を行いました。企業価値評価の方法には、マーケットアプローチ、インカムアプローチ及びネットアセットアプローチの3つの方法に大別されます。取引所上場有価証券においては、マーケットアプローチによる方法が合理的であります。対象者株式は日本証券業協会の定めるグリーンシート銘柄制度の指定銘柄であります。グリーンシート制度は、そもそも取扱証券会社のみによる相対取引を基本とする株式の流通制度であるとともに、当社は、少なくとも対象者株式については、その流動性は著しく低く、合理的な価格形成が行われている状況にはないと判断致しました。このため当社は、日本証券業協会が当該制度において公表している参考気配及び約定価格を、企業価値評価の方法として参考としておりません。なお、本書提出日の直前営業日（平成24年12月26日）における対象者株式について日本証券業協会が公表した気配値は買い気配値が5円、売り気配値はありません（直近の売り気配値があったのは平成24年12月4日で価格は47円）。また本書提出日現在における対象者株式の直近約定価格は1株当たり17円、直近約定日は平成24年7月31日です。

インカムアプローチは将来におけるフリーキャッシュフロー等を基礎として企業価値を評価する方法ですが、対象者は平成24年11月16日に公表している平成25年3月期中間決算短信（連結）において、業績予想について開示をせず、「当社グループは、グリーンシート株式公開事業及びフェニックス銘柄指定事業等を展開しております。当該事業は、経済情勢、相場環境等に起因する様々な不確実性の影響を受けることから、当社グループでは、業績予想の開示は行っておりません。」と説明しています。また、対象者の有価証券報告書によると、対象者は、過去連続6事業年度（平成19年3月期から平成24年3月期）に渡り連結当期純損失を計上しているとともに、営業キャッシュフローは過去4事業年度連続（平成21年3月期から平成24年3月期）でマイナスとなっています。このように将来のフリーキャッシュフロー等の前提となる業績予想が開示されていないこと、並びに過去の当期純損益及び営業キャッシュフローがマイナスであるためこれらに基づいて独自に将来のキャッシュフローを予測することも困難であること等を鑑み、当社としては対象者について、企業価値評価の方法としてインカムアプローチは採用しておりません。

そこで当社が企業価値評価の方法として採用した方法はネットアセットアプローチです。対象者が平成24年12月26日に提出した第16期半期報告書によると、対象者の平成24年9月30日現在における連結貸借対照表上の純資産額は、138,184千円、1株当たり純資産額は45円98銭となっています。当社では、対象者が第一種金融商品取引業者として有している約9,500名の個人及び法人の投資家の顧客口座、並びに平成24年11月30日現在でグリーンシート銘柄38銘柄のうち32銘柄について主たる取扱証券会社（以下「取扱主幹事」といいます。）として取扱を行っている実績とその社会的評価等を考慮したプレミアム価値を20,000千円と見積り、これを純資産額に加算した158,184千円（1株当たり52.6円）を対象者の企業価値として分析いたしました。

<p>以上の企業価値分析に基づきまして、当社は、B R Nとの間の平成24年12月3日付金銭消費貸借契約書において本件質権の設定に際してB R N保有株式の評価を1株当たり52.6円とし、かつ、本公開買付けにあたっては、これに沿って買付価格を（本公開買付けに際して一般株主からも買取りを行うに当たり、上記52.6円の円単位未満を四捨五入した）1株当たり53円としております。なお、当該買付価格の算定にあたり第三者機関による算定書は取得しておりません。</p>

（３）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,406,400（株）	1,333,300(株)	1,406,400（株）

（注 応募株券等の総数が「買付予定数の下限」（1,333,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行ないません。応募株券等の総数が「買付予定数の下限」以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。ただし、応募株券等の総数が「買付予定数の上限」（1,406,400株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けを行なわないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行ないます。

（注 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得対象とする予定はありません。

（注 単元未満株式（対象者の1単元の株式数は100株です。）も本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります。また、対象者においては、その定款及び株式取扱規則に従い、単元未満株式についての新たな株券の発行は行わないことを予定しております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	14,064
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成24年12月27日現在）（個）（d）	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成24年12月27日現在）（個）（g）	1,081

gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	29,932
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	46.99%
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) × 100) (%)	50.60%

(注 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数1) の上限(1,406,400株)に係る議決権の数です。

(注 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月27日現在)(個)2) (g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者が平成24年12月26日に提出した第16期半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。

(注 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行なった後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

リーディング証券株式会社 東京都中央区新川一丁目8番8号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選任しております。

みどり証券株式会社 東京都中央区新川一丁目17番27号

本公開買付けに応募される方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店又は復代理人の本店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、株券(表紙(注7)の定義にかかわらず、有価証券としての株券をいいます。以下並びに「(3)株券の返還方法」及び「(4)株券の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地」において同じ。)を添えて、公開買付期間末日の15時までに応募してください。応募の際にはご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類(注1)が必要になる場合があります。

株券が不発行になっている方は、対象者にて、応募株券等発行の手続きを行い、発行された応募株券等を添えて公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は国内営業店又は復代理人の本店において応募してください。

本公開買付けの応募には、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人又は復代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の証券会社を経由した応募の受付は行なわれません。

（注 本人確認書類について

- 1) 公開買付代理人又は復代理人に新規に口座を開設して応募される場合、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人又は復代理人にお尋ねください。

（注 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

- 2) 個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合には、公開買付期間の末日の15時までに、下記に指定する者のうち応募の受付を行った者に公開買付応募申込の受付票（交付されている場合）及び「公開買付応募申込書」の写しを添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。解除書面を受領する権限を有する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

リーディング証券株式会社 東京都中央区新川一丁目8番8号

（その他のリーディング証券株式会社国内各営業店）

みどり証券株式会社 東京都中央区新川一丁目17番27号

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続き終了後速やかに、後記「10決済の方法」の「(4)株券の返還方法」に記載の方法により応募株券を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

リーディング証券株式会社 東京都中央区新川一丁目8番8号

みどり証券株式会社 東京都中央区新川一丁目17番27号

8【買付け等に要する資金】

（1）【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	74,539,200
金銭以外の対価の種類	該当なし
金銭以外の対価の総額	該当なし
買付手数料(b)	2,800,000
その他(c)	1,500,000
合計(a)+(b)+(c)	78,839,200

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(1,406,400株)に、1株当たりの買付価格53円を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人及び復代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人及び復代理人に支払われる諸経費並びに弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	80,000
計(a)	80,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
経営コンサルティング業	Aaron&Associe株式会社 東京都千代田区大手町5-1-1	金銭消費貸借契約 金額：80,000千円 期間：20年 金利：1.5% 担保：対象者株式	80,000
計			80,000

(注) Aaron&Associe株式会社は、当社の代表取締役出縄良人氏が公認会計士として行うマネジメント・アドバイザー業務において共同で専門業務を行う関係にあります。また、Aaron&Associe株式会社の代表取締役金田創氏は、対象者が平成25年2月6日に開催する本件臨時株主総会において、出縄良人氏外2名とともに取締役候補者の1人とされております。

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)				

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

80,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

リーディング証券株式会社 東京都中央区新川一丁目8番8号
みどり証券株式会社 東京都中央区新川一丁目17番27号

(2) 【決済の開始日】

平成25年2月5日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成25年2月21日(木曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買い付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券(表紙(注7)の定義にかかわらず、有価証券としての株券をいいます。以下本(4)において同じ。)は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、下記の方法により返還します。

応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券が提出された場合には、買い付けられなかった株券を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所へ郵送します。

公開買付代理人若しくは復代理人により保管されている株券について応募が行われた場合は、買い付けられなかった株券を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,333,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,406,400株)を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けを行なわないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行いません(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券の数を超える場合は応募株券の数までの数)の応募株券の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至チ及びウ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至ト並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行なうことがあります。

本公開買付等の撤回等を行なおうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行なうことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行ないます。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行なうことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行なうことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行ないます。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行なわれた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行ないます。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行なうことがあります。

買付条件等の変更を行なおうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行なうことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行ないます。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行なわれた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行ないます。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成24年12月	商号を出縄ホールディングス株式会社とし、本店所在地を東京都港区六本木7-8-8、資本金10万円として会社設立。

【会社の目的及び事業の内容】

1)会社の目的

1. 経営及び財務に関するコンサルティング
2. 株式・社債等有価証券の取得、保有、投資、管理、売買
3. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
4. 前各号に附帯する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者株式を取得し保有することを主たる目的としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年12月27日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100,000円	100株

【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合(%)
出縄 良人	東京都町田市三輪緑山4丁目11番地1	100	100
計		100	100

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年12月27日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役	-	出縄 良人	昭和36年1月31日	昭和58年9月	監査法人太田哲三事務所(現:新日本有限責任監査法人)入社、会計士補	100
				昭和62年4月	公認会計士登録	
				平成5年2月	株式会社ディー・ブレイン(現:株式会社ディー・ブレイン・コンサルティング)設立、代表取締役	
				平成9年7月	ディー・ブレイン証券株式会社(現:みどり証券株式会社)設立、取締役	
				平成11年5月	ディー・ブレイン証券株式会社(現:みどり証券株式会社)、代表取締役	
				平成22年11月	株式会社出縄&カンパニー設立、代表取締役(現任)	
				平成24年12月	当社設立、代表取締役(現任)	
計						100

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成24年12月3日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成しておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年12月27日現在)			
	所有する株券等 等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	1,108 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社 債券 ()			
株券等信託受益 証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,108 (個)		
所有株券等の合 計数	1,108 (個)		
(所有潜在株券 等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数27個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成24年12月27日現在)			
	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,108 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券 ()			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,108 (個)		
所有株券等の合計数	1,108 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数27個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

氏名又は名称	出縄 良人
住所又は所在地	東京都港区六本木7-8-8 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公認会計士
連絡先	連絡者：出縄良人 連絡場所：東京都港区六本木7-8-8 出縄ホールディングス株式会社 電話番号：03-3404-4135
公開買付者との関係	公開買付者の代表取締役 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者 公開買付者との間で共同して対象者の議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) 出縄良人は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、公開買付者に出資しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを予定している者に該当すると判断し、上記の通り記載しております。

氏名又は名称	出縄 重男
住所又は所在地	東京都港区六本木7-8-8 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	税理士
連絡先	連絡者：出縄良人 連絡場所：東京都港区六本木7-8-8 出縄ホールディングス株式会社 電話番号：03-3404-4135
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族 公開買付者との間で共同して対象者の議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	出縄 晴江
住所又は所在地	東京都港区六本木7-8-8 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者：出縄良人 連絡場所：東京都港区六本木7-8-8 出縄ホールディングス株式会社 電話番号：03-3404-4135
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族 公開買付者との間で共同して対象者の議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	出縄 享子
住所又は所在地	東京都港区六本木7-8-8 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者：出縄良人 連絡場所：東京都港区六本木7-8-8 出縄ホールディングス株式会社 電話番号：03-3404-4135
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族 公開買付者との間で共同して対象者の議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	出縄 恵
住所又は所在地	東京都港区六本木7-8-8 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社員

連絡先	連絡者：出縄良人 連絡場所：東京都港区六本木7-8-8 出縄ホールディングス株式会社 電話番号：03-3404-4135
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族 公開買付者との間で共同して対象者の議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	出縄 弘人
住所又は所在地	東京都港区六本木7-8-8（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者：出縄良人 連絡場所：東京都港区六本木7-8-8 出縄ホールディングス株式会社 電話番号：03-3404-4135
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族 公開買付者との間で共同して対象者の議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	出縄 正人
住所又は所在地	東京都港区六本木7-8-8（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	弁護士
連絡先	連絡者：出縄良人 連絡場所：東京都港区六本木7-8-8 出縄ホールディングス株式会社 電話番号：03-3404-4135
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族 公開買付者との間で共同して対象者の議決権その他の権利を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

出縄良人

（平成24年12月27日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	446（個）	（個）	（個）
新株予約権証券			
新株予約権付社債券（ ）			

株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	446 (個)		
所有株券等の合計数	446 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

出縄重男

(平成24年12月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	278 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券()			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	278 (個)		
所有株券等の合計数	278 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

出縄晴江

(平成24年12月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	237 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券()			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	237 (個)		

所有株券等の合計数	237 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

出縄享子

(平成24年12月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	23 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券 ()			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	23 (個)		
所有株券等の合計数	23 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 出縄享子は、小規模所有者に該当いたしますので、出縄享子の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

出縄 恵

(平成24年12月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券 ()			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	2 (個)		

所有株券等の合計数	2 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 出縄恵は、小規模所有者に該当いたしますので、出縄恵の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

出縄弘人

(平成24年12月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券()			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2 (個)		
所有株券等の合計数	2 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 出縄弘人は、小規模所有者に該当いたしますので、出縄弘人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年12月27日現在)(個)(g)」に含めておりません。

出縄正人

(平成24年12月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	120 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券()			
株券等信託受益証券()			

株券等預託証券 ()			
合計	120 (個)		
所有株券等の合 計数	120 (個)		
(所有潜在株券 等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

当社がBRNに対して本件貸付を行うに際し、当社の要請により、対象者の役員全員は、当社に対し、本件質権が実行された場合には、当社が別途指定する期日までに対象者の役員を辞任し、かつ、後任の役員選任のための対象者の臨時株主総会を当社が別途指定する期日に開催するとともに、その議案については当社の意向に従うことを平成24年12月3日付で同意しております。対象者のプレスリリースによれば、対象者は、平成25年1月7日を基準日とする本件臨時株主総会を平成25年2月6日に開催し、かつ、本件臨時株主総会に、監査役藤原英美氏を除く対象者の役員全員が本件臨時株主総会の終結時をもって辞任することを前提として、出縄良人氏、大前和徳氏（株式会社エクステンジコーポレーション取締役副社長（退任予定））、金田創氏（A & A代表取締役）及び川戸淳一郎氏（弁護士）の4名を候補者とする取締役選任議案、並びに重田直人氏（ワシントン州公認会計士・英国勅許管理会計士）及び紙野愛健氏（公認会計士・税理士）の2名を候補者とする監査役選任議案を上程することを決議したとのこと。かかる本臨時株主総会は、上述の平成24年12月3日付の同意に従って開催されるものです。これらの候補者が取締役及び監査役に選任された場合、対象者によるプレスリリースのとおり、出縄良人氏は取締役会長に就任し、代表取締役社長として日常の業務執行を大前和徳氏に委ねることを予定しております。なお、上述の取締役候補者金田創氏は、当社がBRNへの本件貸付の資金及び本公開買付けに係る買付資金を借り入れたA & Aの代表取締役です。

また、当社は、対象者の役員から、本件貸付の債権保全のため、本件貸付の元利金全額の弁済又は本件質権の実行によりBRN保有株式の全てについて本件質権が消滅するまでの間は、株式若しくは新株予約権の発行その他本件株式の希釈化を生じさせる行為、対象者若しくはBRN保有株式の価値の棄損を生じさせる行為、対象者の通常の業務に属さない行為、株主総会の招集、その他対象者の経営状況及び財務内容に重大な影響を及ぼす行為等を対象者に行わしめる場合には、当社の事前の書面による承諾を得ること、並びに、第三者から対象者に対して買収提案や組織再編行為、経営統合等の提案が

あった場合には、その旨を直ちに当社に通知すること等について、同意を取得しております。

その他、対象者の役員のうち、代表取締役小嶋俊弘氏及び取締役菅原穰氏（同氏はB R Nの無限責任組合員株式会社デジメディアの代表者でもあります。）は、対象者の元取締役でありB R Nの無限責任組合員ベルテ株式会社の代表者である秋田賀津泰氏とともに、本件貸付について当社に対して連帯保証を行っております。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の本公開買付けに関する意見の内容並びに当該意見に至った意思決定の過程及び理由等は以下記載のとおりです。

対象者の取締役会における意見の内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年12月26日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

対象者が本公開買付けに賛同するとの意見に至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するとの意見に至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりです。

対象者は、会社創業以来「中小企業の資金調達を含めた成長支援」を経営理念にグリーンシートへの株式公開の取扱幹事証券として90%強のシェアを保有し、株式公開コンサルティングをメインに事業を展開してきたものの、平成18年3月期をピークにIPO環境悪化の影響等により業績は急激に低下し6期連続（平成19年3月期から平成24年3月期）の連結当期純損失を計上しました。このため、証券会社の経営の安全度を図る「自己資本規制比率」の低下に歯止めがかからず、改善が見られないまま、平成24年3月期末には金融商品取引業者の登録廃止という選択肢も考慮せざるを得ない状況でした。

対象者は、この厳しい経営環境を打破するため、平成24年3月に現筆頭株主のB R Nから資金の提供及び役員の派遣を受入れ、また、B R Nの業務執行役員であるベルテ株式会社の主力事業である「FX事業」の手続きを開始しました。これにより、対象者は自己資本の充実と収益拡大による経営の安定化が図れる体制が整ったと考えていたとのことです。

しかしながら、FX事業の計画は、平成24年9月末の時点で内部管理体制を含む内部統制の整備の内部環境の問題とFX取引の法的規制や競合他社との競争激化への対応等外部環境の対応等事業化が困難と判断し中断せざるを得なくなったとのことです。

この結果、B R Nとしては、対象者に出資する積極的な理由が消滅し、また、B R Nには緊急性の高い資金需要が発生し、対象者株式の売却を希望することになったため、対象者は買取先を探すため各方面に積極的に働きかけていたとのことです。

このような状況下、対象者は、平成24年11月12日に、出縄良人氏から対象者株式の株式公開買付けの提案を受け、取締役会の意見を決定するに際し、顧問弁護士の助言を受け、社内において本公開買付けの内容、諸条件について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

また、当社及び対象者は、経営方針やシナジー効果を検討し、対象者の企業価値向上について検討をいたしました。

その結果、対象者は、当社による本公開買付けの実施により、以下のシナジー効果を実現できるものと考えに至ったとのことです。

(a) 当社の代表取締役である出縄良人氏は、対象者の創業者であり代表取締役を平成11年3月から平成22年10月まで務め、この間に『グリーンシート～直接金融市場革命』（平成15年、文芸社）、『グリーンシート株式公開指導マニュアル』（平成16年、中央経済社、共著）等の著書やセミナー活動等によりグリーンシート制度の普及・発展に尽力していること。また、出縄良人氏の信条は、「価値ある事業の成長支援のインフラ構築」であり、ここにいう「価値」とは「社会に役立つ」とことと定義し、その一つのインフラとしてグリーンシートを位置づけていること。

また、出縄良人氏は、本公開買付け後の経営の基本として、対象者創業以来の基本理念である中小企業のインフラ支援を復活させることを目標としていること、グリーンシート登録企業をピーク時の82銘柄（本書提出日現在は38銘柄に低下）に復活実現するための同氏のノウハウ、経験、ネットワークは豊富であり、グリーンシートを活性化することにより、対象者の営業収益に貢献をもたらすと期待できること。

(b) 現在、対象者が注力しているファンド事業及びM & Aや資本支援コンサルティングについて、本公開買付け終了後に就任予定の経営陣が有する豊富な経験・知識・営業力及びネットワークにより、投資銀行業務の拡大が期待できること。

(c) 対象者の筆頭株主であるBRNの保有株式数と同数の対象者株式を当社が買付けする予定となり、公開買付け後の対象者の経営が安定する見込みが立てられたこと。

対象者は、上記シナジー効果に鑑み、本公開買付けは、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。また、本公開買付け価格についても、対象者の平成24年9月30日現在における連結貸借対照表上の純資産額138,184千円から計算される1株当たり純資産額が45円98銭（発行済株式総数3,005,051株）であることに加え、公開買付け者がこれに付加した20,000千円（同発行済株式総数から計算して1株当たり6円66銭）のプレミアムについても、対象者が口座を管理する約9,500名の個人及び法人の投資家には、口座開設時点で1億円超の金融資産を保有していた投資家約300名も含まれこれらは潜在的な収益源と見込まれる一方、この約9,500名の投資家の口座を管理するために相応の人員費や外注費の負担も発生していることを忖度し適切であると判断したとのことです。

以上から、対象者は、平成24年12月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者は、当社が、対象者株式のグリーンシート登録を維持継続する方針であることを踏まえて、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の上記取締役会の決議は、当該取締役会に出席した対象者取締役3名のうち代表取締役小嶋俊弘及び取締役菅原稯を除く、取締役丹羽喜裕の賛成により行われたとのことです。また、上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち、常勤監査役であり社外監査役である藤原英美氏が参加し、同藤原英美氏は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。なお、両名とも非常勤監査役であり社外監査役である監査役日比野謙一氏及び同加藤優次氏は、兼職業務の都合によりやむを得ず当該取締役会に参加できませんでしたが、予め、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、BRNへの本件貸付について公開買付者に対して連帯保証を行っている代表取締役小嶋俊弘、及び同様の連帯保証を行っているとともにBRNの無限責任組合員株式会社デジメディアの代表者でもある取締役菅原稯は、特別利害関係人として、上記の決議に参加していないとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

（２）【１株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	日本証券業協会 グリーンシート						
月別	平成 24年6 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高株価（円）		21					
最低株価（円）		17					

（注）対象者の株式は、日本証券業協会が定める店頭取扱有価証券のうちグリーンシート銘柄として指定されており、取扱証券会社において気配値が公表されております。

3【株主の状況】

（１）【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）							単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等 個人 個人以外	個人 個人	個人その他 計	
株主数（人）								
所有株式数 （単位）								
所有株式数の 割合（％）								

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
平成23年6月28日関東財務局長に提出
事業年度 第15期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
平成24年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書 第16期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
平成24年12月26日関東財務局長に提出

当該半期報告書によれば、平成24年6月27日以降同年12月26日までの対象者の役員の異動は下記の通りです。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役(非常勤)		秋田 賀津泰	平成24年9月30日

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

みどり証券株式会社
(東京都中央区新川1丁目17番27号)

5 【その他】

該当事項はありません。